平成六年国家公安委員会規則第二号

応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第二号ホの規定に基づき、応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則を次のように定める。

道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　歯科医師若しくは保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は救急救命士である者

二　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の救急隊員である者

三　日本赤十字社が定める資格のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有すると認められる者に対して与えられるものとして国家公安委員会が指定するものを有する者

四　都道府県公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

附　則

この規則は、平成六年五月十日から施行する。

附　則（平成六年四月二八日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、平成六年五月十日から施行する。

附　則（平成七年六月二八日国家公安委員会規則第八号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則第三号に該当しないこととなるものについては、平成九年三月三十一日までの間、道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者とする。

附　則（平成一四年二月二二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十三号）の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附　則（平成一六年七月一二日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年二月一〇日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年五月十三日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

一　第一条の規定による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「旧規則」という。）別記様式第二号の指定書　第一条の規定による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「新規則」という。）別記様式第二号の指定書

二　旧規則別記様式第三号の終了証明書　新規則別記様式第三号の終了証明書